

目的別ローン借入規定の新旧対照表

改定前	改定後
〈新設〉	〈新設〉 第1条(資金使途) 1. 借主は、この契約に基づく借入金を、申込時に借主が銀行へ申告した資金使途に限り使用し、その資金使途以外に使用してはならないものとします。 2. 借主は、借入金を、事業、営業、投資、賃貸、収益目的の転売その他収益を得ることを目的とする用途に使用してはならないものとします。 3. 借主が借入金を前項の用途に使用した場合は、申込時に申告した資金使途の内容にかかわらず、本条に違反したものとします。
第1条(借入金の受領方法) (後略)	第2条 (借入金の受領方法) (後略)
第2条(自動支払い) (後略)	第3条 (自動支払い) (後略)
第3条(返済日等) (後略)	第4条 (返済日等) (後略)
第4条(変動金利・元利均等返済) (後略)	第5条 (変動金利・元利均等返済) (後略)
第5条(繰り上げ返済) (中略)	第6条 (繰り上げ返済) (中略)
5. 繰り上げ返済(一部繰り上げ返済を含む)をする場合や、その他借入要綱の変更をする場合は、銀行所定の手数料を支払うものとします。	5. 繰り上げ返済(一部繰り上げ返済を含む)をする場合や、その他借入要項の変更をする場合は、銀行所定の手数料を支払うものとします。
第6条(損害金) (後略)	第7条 (損害金) (後略)
〈新設〉	〈新設〉 第8条(マイカーローンに係る特約) 1. 対象車両は、借主本人または借主の同居の親族のために使用するものに限りします。 2. 借主は、対象車両について、次に掲げる行為をしてはならないものとします。 ① 借主本人または借主の同居の親族のために使用する目的に反し、借主本人または、借主の同居の親族以外の第三者を対象車両の主たる利用者とする。 ② 対象車両を、名義貸し、貸与、転貸、賃貸、カーシェアリング、レンタカーその他第三者の利用に供すること。 ③ 対象車両を、投資、収益目的の転売その他収益を得ることを目的とする利用に供すること。
第7条(期限前の全額弁済義務)	第9条 (期限前の全額弁済義務)
1. 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。	1. 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
2. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。	2. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

改定前	改定後
①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき ②借主が第12条の規定に違反したとき ③借主が支払いを停止し、または破産手続開始、民事再生手続開始の申立をしたとき ④借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき ⑤担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき ⑥前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき	①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき ②借主が第14条の規定に違反したとき ③借主が支払いを停止し、または破産手続開始、民事再生手続開始の申立をしたとき ④借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき ⑤担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき ⑥借主が第1条に規定する資金使途または第8条に規定する特約に違反したとき ⑦前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき
第8条(反社会的勢力の排除) (後略)	第10条(反社会的勢力の排除) (後略)
第9条(銀行からの相殺) (後略)	第11条(銀行からの相殺) (後略)
第10条(借主からの相殺) (後略)	第12条(借主からの相殺) (後略)
第11条(債務の返済等にあてる順序) (後略)	第13条(債務の返済等にあてる順序) (後略)
第12条(代り証書等の提出) (後略)	第14条(代り証書等の提出) (後略)
第13条(印鑑照合) (後略)	第15条(印鑑照合) (後略)
第14条(費用の負担) (後略)	第16条(費用の負担) (後略)
第15条(届出事項) (後略)	第17条(届出事項) (後略)
第16条(成年後見人等の届出) (後略)	第18条(成年後見人等の届出) (後略)
第17条(報告および調査) (後略)	第19条(報告および調査) (後略)
第18条(債権譲渡) (後略)	第20条(債権譲渡) (後略)
第19条(規定の変更) (後略)	第21条(規定の変更) (後略)